

第1回 南丹市権利擁護・成年後見センター

運営委員会

議 事 録

南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会事務局

(南丹市福祉保健部福祉相談課)

令和3年度第1回 南丹市権利擁護・成年後見センター運営委員会

議事録

開催年月日 令和3年5月28日（金）午後2時30分～

開催場所 南丹市役所 3号庁舎 第5会議室

委員の総数及び出席者数及び出席者数並びにその氏名

(1) 委員の総数 5名

(2) 出席者数 5名

(3) 出席委員（敬称略）

役職	氏名	選出区分	備考
委員長	松田 めぐみ	京都弁護士会	縁法律事務所
副委員長	上田 浩平	成年後見センター・ リーガルサポート 京都支部	上田司法書士事務所
委員	大釜 訓	京都社会福祉士会	げんてん社会福祉士 共同事務所
委員	若井 淑子	学識経験者	南丹市社会福祉協議会 生活相談課
委員	船越 由美	学識経験者	京都中部総合医療センター 地域医療連携室

(4) オブザーバー（敬称略）

氏名	備考
今井 昭二	京都府障害者・高齢者権利擁護支援センター
坂田 徹	京都府社会福祉協議会 福祉部長
奥村 彰浩	京都府地方家庭裁判所園部支部 主任書記官兼庶務課長
吉川 琢巳	京都府家庭裁判所後見センター 主任書記官

(5) 事務局

福祉相談課 橋本課長、中西課長補佐、岩本主事、林相談支援員

1 開会

2 委員長あいさつ

【委員長】

委員長を務めさせていただいております、弁護士の松田です。よろしくお願いいたします。

3 協議事項

(1) 令和2年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業報告について

【事務局】

資料「令和2年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業報告」に基づきまして報告させていただきます。

今年度の重点項目と致しましては、「1. 広報・啓発」「2. 相談体制の構築」「3. 市民後見人支援体制の整備」「4. 中核機関設置に向けた協議」の4つの柱で取り組んできました。

令和2年12月31日現在の南丹市の後見制度利用者は、140名です。南丹市の特徴として、18歳から64歳の利用者が多く、令和元年度は127名、今年度は140名で、13名増えています。75歳以上で13名増えており、今年度、センターのほうに申立に関わらせていただいた案件のうち75歳以上が9名ありました。

次に、相談機関別の成年後見制度に関する相談件数ですが、南丹市の一次相談機関とセンターでの受付分を合わせて、76件の相談がありました。ただし、対象者の重複を含みます。

次に、相談及び利用支援についてですが、センターの相談件数は総数35件でした。相談者は高齢者が多く、続いて精神障がい者が多いです。相談内容の内訳として多いのは、「法定後見に関する相談」と、「相続・遺言に関する相談」でした。その他の相談としては、「権利擁護に関して」、「身体障害者への支援に関して」、「施設申込の保証人に関して」、「身寄りのない方の地域での課題に関して」でした。

専門相談を11月から本格的に開始させていただきまして、令和3年3月末までで5件の利用がありました。その相談内容につきましては、やはり法定後見に関する相談、成年後見制度利用申立に関する相談が多かったです。その他は、「判断能力の十分でない方に対する金銭搾取」や「負債と損害賠償について」でした。

市長申立については、高齢者に関する申立を2件おこないません。

次に、申立支援について関わったケースで、申立支援をおこなった13件のうち、4件は事務手続きを継続しており、残り9件は申立てに至りました。

次に、南丹市報酬助成についてです。今年度は高齢の方の報酬助成の申請が多くありました。これは年々増えて行くのではないかと感じています。

広報及び啓発に関しての取組は、南丹市のホームページに成年後見センターの項目を作

成し、制度や相談事業について掲載し広報啓発をおこないました。また、広報なんたん（10・11月号）で特集を組みまして、成年後見制度について掲載しております。普段の啓発・お知らせですが、5月22日に発行のお知らせなんたんに成年後見センター開設のお知らせを掲載したほか、専門相談のお知らせを2ヶ月に1回載せております。また、南丹市はケーブルテレビがありまして、番組と番組の間に文字で放送がありますので、そちらで、5月から7月は権利擁護・成年後見センター開設のお知らせ、7月からは成年後見制度に関する相談窓口のお知らせを途切れることなく流すようにしております。11月からは専門相談のお知らせも途切れないように放送しております。

次に成年後見センター開設のPRですが、今年度はコロナの影響で中々出向くことができず大きな催しが出来ない状況でしたので、関係機関の会議等の機会を捉えて5分程度時間をいただき、チラシを用いて「センターが開設しました。」と、7か所でPRさせていただきました。

出前講座ですが、社会福祉課の人権研修において成年後見制度に関して話をしたほか、八木・日吉・美山の民児協の定例会で時間をいただき、成年後見制度についての話をさせていただきました。八木に関しては、2回に分けて基礎的な内容と、発展的な内容を話しております。支援者向けには、ケアマネ連絡会で機会をいただきまして、成年後見制度に関して話をさせていただいております。当初は、6月に講演会を開催したいと考えておりましたが、コロナで思うような活動ができず、このように細かな機会を捉えて出かけていった次第です。

次に、市民後見人候補者に関することですが、市民後見人養成口座修了者へのフォローアップ研修として、小村 社会福祉士にお世話になり、模擬ケース会議という形で、「市民後見人さんが受任されて、初めのケース会議」と設定し、そのあと個別ワークを行いました。

今年度、皆様の助言をいただき、取り組んできました、市民後見人支援のための仕組み作りですが、市としましては、社会福祉士が週4日勤務して市民後見人支援の実務を担う体制を確保するとともに、法的な相談に対応するため、弁護士・司法書士による専門相談を開始し、市民後見人受任後の支援体制を整えました。また、市民後見人受任に向けて、運営委員会でもご意見を頂戴しています。今後は名簿登録の意思確認を再度行い、家庭裁判所等から推薦依頼があった際に、対応できるよう、整えていきたいと考えています。

次に、関係機関等との連携及び調整に関することですが、まずは、一次相談窓口となる関係機関とセンターが、どのような形で関わっていけるか、またそれぞれの思いもある中で、情報共有・意見交換を目的とした会議を行い、地域包括支援センター、南丹市社会福祉協議会生活相談センター、南丹市障害者基幹相談支援センター、社会福祉課（障害者福祉係、生活福祉係）、高齢福祉課、福祉相談課（成年後見センター）の担当職員に出席いただきました。第1回を6月22日、第2回を3月30日に実施しております。この会議で相談件数の集約や意見交換を行っておりますが、第2回会議では、支援の考え方について、支援対象者や支援者目線で考えがちですが、意思決定支援に基づいた支援の視点について、支援者への理解を深めることが必要であると意見があがっておりました。

最後に、今年度の成果と課題に移ります。

広報・啓発に関しては、コロナの感染拡大防止の観点から集団での活動が制限され、思うような啓発活動が実施できない1年でありました。しかし、そのような中で、細かく動いたことは逆に良かったと考えます。民生児童委員協議会やケアマネージャーに向けた出前講座の機会を得て感じたことは、センターの役割について周知が必要であること、また、成年後見制度の活用必要性を感じつつもハードルが高いと思われている印象でしたので、そこを何か支援出来れば良いのではと感じました。また、民生委員さんとのお話では、制度に対してマイナスのイメージを抱いている方が多い印象を受けました。市民に向けての啓発も大切ですが、まずは地固めとして、支援者に制度の理解とセンターの相談機能を理解いただき活用いただくよう、来年度も引き続き啓発をおこなっていきます。

相談体制の構築ですが、令和2年度は、相談体制を整えることを手始めに取組をおこないました。センターに常勤の社会福祉士を配置したことで、後見制度に関する相談対応をスムーズにおこなうことができ、また専門相談事業を開始したことで、福祉・法律に関する相談に対応できる体制が整いました。専門相談については、次年度も市民や支援者に向けて広報、周知を図ってまいります。相談体制を構築するにあたり、専門職団体との調整については、運営委員の皆様にご尽力いただいたおかげで、どこの団体にお声かけさせていただいてもスムーズに連携をとることができまして、感謝しております。

社会福祉士会との「後見人等候補者マッチング」の仕組みづくりは、試行錯誤しながらの取組でありました。候補者推薦は、支援者との協議を基本としていますが、困難案件に関しては、運営委員会の助言をもとに、望ましいと考える候補者の職種を検討したうえで、候補者推薦の依頼をおこなっていました。

困難案件に対する相談は、3士運営委員を中心に各職種の立場からの助言を受けることができ、センター独自の判断ではなく、根拠を持った相談対応・支援を行うことができたことが心強かったです。

また、令和3年度につきましては、中核機関設置を目標に、より良い体制づくりに向けて引き続き検討を行っていきたいと思います。

以上報告とさせていただきますが、この後ご質問やご意見と合わせまして、この1年間を通しまして何らかの形でお感じになっていることとかがありましたら、それも含めて少しご感想等を聞かせていただければと思います。よろしく願いいたします。

【委員長】

では、事務局からの報告に関しまして、委員の皆様から、ご質問・ご意見等、令和2年度を振り返って、ひとことずつお願いいたします。

【A 委員】

1年通して関わってきまして、少しずつ具体的に進んできて、やっていることもどんどん形になってきて、それが広まってきているところかなと思います。団塊の世代が後期高齢者

になると制度利用が爆発的に増えると言われている中で、私自身もすごく依頼を受けることが多いので、増えているのはヒシヒシと感じております。家裁の方は、もっと具体的な件数で多くなったことを感じておられるのではないかと思います。南丹市においても今後この傾向が続くのかなと思います。なので、こういった体制をしっかりと作って市が受け入れられているのは、すごく素晴らしいことだなと思います。

【B 委員】

センターはかなり形になってきたなと思い、それは素晴らしいことだと思います。私自身も、センターを通じた相談に関わることも多いのですが、やはりご時世なのか、ほぼ生活困窮者です。以前は、「在宅で、身の回りのことがすごく心配だけれど、お金はある」という方が決して少なくなかった。身寄りはないがその分一生懸命貯めてきたという方と困窮者が半々位なイメージがあったのですが、最近では、ほぼもれなく困窮者で、そのうち負債がある方が半分程。負債のある方、債務超過の方の確率がすごく上がってきていると、ヒシヒシと感じております。在宅で現時点で身の回りのことが、心配でかつ、負債がある方だとすると、法律専門職が受けることが多いのですが、去年以降、相談が減るかと思っていたら、意外とそうでもなくて、件数がいよいよ限界かというところまでできています。そういう中で、あまり課題のない事案については、そろそろ市民後見人候補者に声をかけてみてもいいのではないかと考えています。

【C 委員】

特に質問はありませんが、センターを運営されてからのこととして、件数 35 件が、多いのか少ないのかが私にはわからないので、来年度以降比較してみて、増えるのか、減るのかをみてみたいなのというのと、相談から申立に至って後見までということで、今は高齢の方が多ですが、権利擁護事業や障がいの方もいらっしゃるということで、いずれ障がい関係の方も多く出てくるのかなと感じています。精神障害、知的障害の方の支援についても市民後見人さんに一定学んでいただく必要があるのかなとの認識を持ちました。

【D 委員】

センターではなく、自分自身の日々の業務の中でいうと、地域とのつながりも希薄で高齢になられて認知の機能が低下してこられて、かつ、誰とも関り持っておられない方が突然来られることが、最近たくさん増えていると感じています。やはり、日々どのように支援すべきか悩みながら関わっております。またよろしくお願い致します。

【E 委員】

市のセンターとは本当に密に連携させていただいていると思っております。成年後見制度と権利擁護事業は補助・保佐で対象者が被るので、まず、どちらかに相談が入ると感じでした。成年後見センターの PR をすごく進めていただいているので、以前はよくケアマ

ネや、包括支援センターからまずは権利擁護事業のほうに相談があることが多かったんですが、最近では、「この方にはどちらの制度のほうが良いか」を検討されてから連絡があるか、どちらかに相談してみた上で、そのケースについて市のセンターと一緒に検討していくことがあります。これは今後も増えていくんじゃないかと思います。個別のケースで成年後見制度の利用援助もしているのですが、最初にこちらに相談が入ってそのまま関わり続けて後見まで至るといったケースもありますので、そういったケースも、今後は連携して上手にやり取りがしていければいいなと思います。またよろしく願いいたします。

【A オブザーバー】

本当にこの1年間すごく形にさせていただいて、本当に事務局は大変だったろうなと思います。

私も権利擁護事業の担当をしているんですが、先程委員さんから出ているように擁護の問題で終わらない。生活全般の問題にしっかり対応していくという全てを権利擁護・成年後見センターだけで背負いきれるものではないでしょうし、それぞれがどうやって力合わせて、その地域で協力関係を作っていくか先程も孤立しているとか、身寄りのない人がいきなり入院してきて、という話がありました。それは端的だなと思います。関係機関だけでも駄目なんだなと思います。上手に地域の方と協力し合って取り組んでいく必要があります。だからこそ、民協の定例会に行かれて連携体制を取っていかうと動きをつけられたのかなと、本当に地域の仕組みと上手くリンクしていけるような道を、しっかり作っていただければなと思いますし、そのために私共も出来ることを応援していきたいなと思います。よろしく願いいたします。

【B オブザーバー】

色々な自治体と関係を持たせていただき、こうした会議に入らせていただいているんですが、南丹市さんは尽力されているというのはこちらの中でも伝わっておりまして、ぜひ良い形で中核機関になって色々な機能を充実していただければと思っております。

先程制度に対してマイナスなイメージがあるとありましたが、広報の機能をこれからどんどんしていただく必要があるのかなと思いますし、うちも結構認知度の調査をすると、「制度を利用しにくい」という意見もあるので、変えられるところは変えていきたいと考えています。誤解されている部分は誤解を解いていければと思っております。今後利用しにくいとの声があれば、具体的にどういうところが利用しにくいのかを聞いていただいたり、窓口で案内していて説明に窮する部分や多く聞かれる感想等があれば、教えていただけたらすると幸いです。

【C オブザーバー】

令和3年度の計画の中で触れられることかもしれませんが、支援者の方々に、制度の理解が広まっていないことや、それに対する周知広報が必要だということを申しておられたと

と思いますが、今回のこのことを踏まえてどう次に結びつけるかが大切だと思います。今後、南丹市さんのほうで様々な調査をされるとと思いますが、改めてニーズ調査をされてはどうかと思います。その調査からどのような状況があるのか、あるいはその状況の中で今後どのような対応ができるのか、また、で次に中核機関にどう繋げていけばよいのか方向性を考えるのに大事なデータが出るのではないかと思うので、ぜひご検討をいただければと思います。

(2) 令和3年度南丹市権利擁護・成年後見センター事業計画（案）について

【事務局】

運営方針は、「判断能力に不安のある高齢者や障がいをお持ちの方が、住み慣れた地域で自分らしく安心して暮らしていけるよう、判断能力に不安がある方を法律面・生活面で支援する成年後見制度の利用促進に取り組み、関係機関と連携し、権利擁護推進のネットワークづくりを進める。」です。

事業内容は、「成年後見制度に関する相談及び利用支援」、「成年後見制度に関する広報及び啓発」、「市民後見人の養成及び活動支援」、「市民後見人候補者の登録及び受任調整」、「市長申立に関する業務」、「成年後見制度に関する関係機関等との連携」、「その他、センター運営に関し必要な事業」です。

重点目標は、「1. 市民後見人受任に向けて、体制を整える。」令和3年度市民後見人候補者名簿の登録をおこない、候補者推薦に向けて名簿の整備をおこない、市民後見人活用に向けて、関係機関との連携を強化していきます。「2. 中核機関設置に向けた協議」令和4年4月までに、中核機関設置を目指し協議を進めていきます。「3. 相談体制の強化」専門相談のメリットを市民・支援者へ伝え、有効活用を推進していきます。「4. 広報・啓発」成年後見制度への理解を深めるため、広報・啓発に取り組み、成年後見制度の利用を必要とする人が円滑に利用できるように、相談窓口の周知を図ります。

以上が重点項目ですが、昨年度から変わるところとしましては、「市民後見人受任に向けて」と、「中核機関の設置に向けて」の協議が、上位の項目に上がってきております。

市民後見の受任に向けては、市民後見人候補者の皆様の中には、社会福祉協議会の法人後見の支援員として携わっておられる方もいらっしゃいますし、その連携をどのようにして進めていくか、どのような体制を作っていけるかを協議できればと思っておりますのでよろしくお願い致します。

中核機関に向けての協議については、令和4年4月までの設置を目指しまして、今の体制で中核機関に引き上げたいと考えています。南丹市の基本計画につきましては、地域福祉計画を今年度から2年をかけて策定しますので、その中でアンケート調査を行います。

【委員長】

只今の提案にご質問等ありますでしょうか。

【C 委員】

中核機関設置は令和4年の4月までというのは、4月末までですか。3月31日までですか。

【事務局】

令和4年4月1日の設置を考えています。

【C 委員】

今年度中に設置するということでしたら、協議ではなく、設置のほうがいいのではないかと思います。

【委員長】

他に、ご質問やご意見はありますか。

【C オブザーバー】

先程、地域福祉計画の際にされるとおっしゃっていたニーズ調査ですが、だいたい「成年後見制度を知っていますか？」とかの雛形的な中身が多いのかなと思いますが、取組を強化しておられる部分で、ニーズ調査や事態把握はこれから検討だと、おっしゃっていただいているので重々承知はしていますが、せっかくなので、どこに照準を当てるのかを工夫をしながら、通常の地域福祉計画で一般的にやるような調査に留まらない、もう少し踏み込んだ内容で調査できれば今後の取組に向けて見えてくることもあると思うので、ぜひこの機会に取組を強化していただければと思います。よろしくお願いします。

【委員長】

他に、ご質問やご意見はありますか

特にないようですので、令和3年度事業計画について、承認される方は挙手を願います。

「全員挙手」

【委員長】

事業計画につきましては、承認されました。

(3) 市民後見人候補者の登録について

【事務局】

以前、皆様からいただきましたご意見を踏まえて、実際に市民後見人の名簿登録の際に説明資料として、使用するものを、提示させていただきました。ご意見等ありましたらお願いします。

【委員長】

只今の提案にご質問等ありますでしょうか。

【E 委員】

前回、保険に関わることを言っていたと思いますが、報酬に関わることは入っていますが、保険は自己負担といていたようなことは入れないのでしょうか。

【事務局】

保険に入っていただくのが望ましいですとのご紹介はしようかと思っております。資料に追記します。

(4) 報告：個別対応ケースについて

《議事録非公開》

(5) その他

【委員長】

何かございますでしょうか。

特になければ、議事が全て終了しましたので、これで本日の協議事項を終わらせていただきます。ご協力をいただきありがとうございました。

4 閉会あいさつ 上田副委員長